

別添

財務局における国家公務員宿舎の工事にかかる契約履行上の検査事務取扱要領

第1 総則

財務局の所掌にかかる国家公務員宿舎の工事にかかる請負契約（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第1項に規定する工事の請負契約をいう。以下同じ。）履行上の検査の実施については、この取扱要領の定めるところによる。

第2 定義及び種類

この取扱要領において「検査」とは、請負契約にかかる工事のしゅん工前又はしゅん工後に請負金額の一部又は全部を支払う必要がある場合に行なう工事の既済部分の検査及びその他必要と認められる出来形について確認するための検査をする行為をいい、次の各号に掲げる四種類とする。

- 1 しゅん工検査 しゅん工した場合に実施する検査をいう。
- 2 一部しゅん工検査 可分部分の工事が完成し、当該部分の引渡しを受ける場合に実施する検査をいう。
- 3 既済部分検査 しゅん工前に工事の既済部分に対し部分払いを行なう場合に実施する検査をいう。
- 4 随時検査 しゅん工前に契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が必要と認める場合にその指定する部分の出来形について実施する検査をいう。

第3 検査職員の心得

検査職員（契約担当官等の命を受け第2に掲げる検査を実施する職員をいう。）は、誠実、かつ、厳正に検査の事務を処理しなければならない。

第4 職務内容

検査職員は、契約書、図面及び仕様書その他関係書類に基づき次の各号に掲げる職務を行なうものとする。

- 1 工事の出来形が契約書、図面及び仕様書等に適合しているかを検査すること。
- 2 必要に応じ、監督職員、請負者又は現場代理人から、工事に関する書類を提示若しくは提出させ、又は工事についての説明を求めること。
- 3 必要に応じ、材料の規格及び品質、合成混和率等の検査を実施すること。この場合において見本又は図面、写真その他の資料により確認することができない場合は、破壊若しくは発掘又は分解若しくは試験等の方法により検査を実施することができる。
- 4 その他必要と認める事項について、適宜検査を実施すること。

第5 検査の時期

検査は、次の各号に掲げる検査の種類ごとに当該各号に掲げる期間内に実施しなければならない。ただし随時検査は、契約担当官等が必要と認めるときに実施するものとする。

1 しゅん工検査及び一部しゅん工検査

請負者からしゅん工届又は一部しゅん工届が提出された日から14日以内

2 既済部分検査

請負者から工事既済部分検査願が提出された日から14日以内

第6 立会

検査職員が検査を行なう場合は、請負者又は現場代理人の立会いを求めなければならない。ただし、請負者又は現場代理人が立会わない場合は、この限りでない。

第7 不合格の場合の措置

1 検査職員が実施した検査の結果、工事の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、その是正又は改善を求めなければならない。この場合において、請負者から当該是正又は改善を行なった旨の通知があったときは、その日から14日以内に検査を実施しなければならない。

2 前項の規定による是正又は改善の要求は、それぞれ次に掲げる方法により、期間を指定して行なうものとする。

(1) 形状又は寸法が不適當である場合 監督職員から意見を求めたうえ、請負者に手直し工事を命ずる。

(2) 品質又は調合が不適當である場合 監督職員から意見を求めたうえ、請負者に手直し工事を命ずる。

(3) 工事に遺漏があつた場合 監督職員から意見を求めたうえ、遺漏部分の補完を命ずる。

第8 検査調書の作成

1 検査職員がしゅん工検査（一部しゅん工検査を含む。）を完了したときは、検査調書を作成し、契約担当官等に提出しなければならない。

なお、検査した結果、不合格と認められるときには、検査調書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 不合格箇所

(2) 不合格箇所の補修等に要する期間

(3) 補修等が困難と認められる場合は、それに対してとるべき措置

(4) その他参考となる事項

2 前項の場合において、検査の結果合格と認められるもののうち契約金額が契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第23条で定められている金額の範囲内のものである場合には、検査調書の作成にかえて検査確認書を作成することができる。